

1か月児健康診査

身体の発育・栄養状態等の把握や身体異常の早期発見をし、お子さんの健康の保持増進を図るために1か月児健康診査支援事業を実施します。



【対象者】

- ・1か月児健康診査を受診する児
- ・受診日に川辺町に住民登録のある児
- ・標準的に、出生後27日を超えて、生後6週に達しない乳児

【健診内容】

- ①身体発育状況 ②栄養状態 ③疾病及び異常の有無 ④新生児聴覚検査・先天性代謝異常検査の実施状況の確認 ⑤ビタミンK2投与の実施状況確認及び必要に応じて投与 ⑥育児上問題となる事項

【受診時の持ち物】

- ・1か月児健康診査受診票兼結果票（表面・裏面の太枠部分を記入してください）
- ・母子健康手帳

【費用】

上限額6,000円を助成します。（※助成金額が変更となる場合があります。）
川辺町との契約がある医療機関ではあらかじめ差し引かれた金額が請求されます。

★岐阜県外の医療機関等、川辺町と契約していない医療機関で受診される場合は、受診後に費用の払い戻しを行います。

《 償還払い（払い戻し）手続きについて 》

受診後に窓口で費用を全額支払い、領収書と結果が記入された1か月児健康診査受診票兼結果票を受け取ってください。

- ・申請期間は受診日から6か月以内
- ・助成上限額は6,000円

〈申請に必要な持ち物〉

母子健康手帳、1か月児健康診査受診票兼結果票、健診費用のわかる領収書（原本）
振込口座がわかるもの（通帳等）

〈申請場所〉 川辺町保健センター

【問い合わせ先】

川辺町役場 健康福祉課 保健センター 電話：0574-53-2515